

## ♪第32回介護福祉士国試で狙われそうな法改正に関するポイント

### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（2016年成立）

【2018年4月施行】

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う「**就労定着支援**」が創設された。
- ・施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う「**自立生活援助**」が新設された。
- ・重度の障害状態等で外出が著しく困難な障害児を対象として、「**居宅訪問型児童発達支援**」が新設された。
- ・保育所等訪問支援を利用する施設に、「**乳児院・児童養護施設**」が加わった。
- ・「**障害児福祉計画**」が規定され、都道府県と市町村が策定することになり、障害児に対するサービス提供体制の構築が計画的に進められるようになった。
- ・重度訪問介護について、**医療機関への入院時**も一定の支援を可能とした。
- ・補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能となった。

### 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（2017年5月成立）

#### ■介護保険法

【2018年4月1日施行】

- ・介護保険に「共生型サービス」を位置づけた（障害者総合支援法・児童福祉法）。
- ・介護保険施設の一つとして、「**介護医療院**」が創設された。
- ・地域包括支援センターの設置者に、事業の質の向上・評価を図ることを義務づけ、市町村には、それを評価することが**義務づけられた**。
- ・市町村が介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な運営に努めることが、改めて法律に位置づけられ、都道府県には市町村への支援を**義務づけた**。

【2018年8月1日施行】

- ・65歳以上で年金収入等が年額340万円以上の者等→自己負担3割

#### ■社会福祉法

【2018年4月1日施行】

- ・第4条「地域福祉の推進」に、地域住民の留意すべきことを加えた。
- ・「**地域福祉（支援）計画**」の策定を**努力義務**とした（市町村・都道府県ともに）。

## 育児・介護休業法（2016年成立）

### 【2017年1月施行】

- ・介護休業は、対象家族一人につき、3回を上限として通算93日まで、休業を分割して取得することができる。
- ・介護休業の対象家族の範囲が拡大され、「祖父母、兄弟、孫」について、同居・扶養の要件がなくなった。これで、対象家族は「配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟、孫」となった。

### 【2017年10月施行】

- ・子が1歳6か月に達しても保育所などに入れない場合は、最長2歳まで延長することができる。

## 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律 (2018年6月成立)

### ■生活困窮者自立支援法関連

#### 【2019年4月施行】

- ・子どもの学習支援事業の強化：学習支援だけでなく、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化する。
- ・居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）：シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設する。

### ■生活保護法、社会福祉法関連

#### 【2018年6月施行】

- ・大学等への進学を支援するため、進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付する。

#### 【2018年10月施行】

- ・医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化とする。

### ■児童扶養手当法関連

#### 【2019年9月施行】

- ・児童扶養手当の支払い回数の見直しを行い、年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）にする。